
第1章 群馬県の生物多様性と私たちの暮らし

第1節 生物多様性とは

第2節 群馬県の自然環境の特徴

第3節 群馬県の生物多様性と暮らし

第4節 県民等の意識

第5節 群馬県の生物多様性に関する課題

第1節 生物多様性とは

1 生物多様性とは

生物多様性基本法第2条では、「生物多様性とは、様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在することをいう。」と定義しており、生物多様性国家戦略では、生きものの「つながり」と「個性」と表現しています。

生態系とは、生きものと、それを取り巻く自然環境を包括した全体を指します。生きものは、食物連鎖の中で相互に関係し合いながら環境を維持しています。

46億年という地球の歴史の中で、生きものは長い年月をかけて地球環境の変化に適応して進化し、多くの種が繁栄してきました。現在では3千万種の生きものがあるとされており、そのすべてに多様な個性があり、お互いにつながりを持って生きています。

2 生物多様性の3つのレベル

生物多様性条約^{*1}では、生物多様性には、生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性という3つのレベルがあるととしています。

●生態系の多様性

生態系の多様性とは、樹林、草地、湿地、河川、海といった自然環境や地形、気候などの条件が異なることにより、いろいろなタイプの生態系がそれぞれの地域に形成されていることです。

本県では、2,000メートル級の山々や尾瀬などの湿原、多くの湖沼、吾妻渓谷をはじめとする渓谷や流域面積が日本一の利根川など、変化に富む環境があり、多様な動植物が生息・生育できる環境が形成されています。



シラビソ林（片品村）



吹割の滝（沼田市）



芳ヶ平湿原（中之条町）

*1：【生物多様性条約】正式名称「生物の多様性に関する条約」。1992年（平成4年）にリオデジャネイロ（ブラジル）において開催された国連環境開発会議（UNCED）における主要な成果として、「気候変動に関する国際連合枠組条約」とともに採択された条約です。目的は、①地球上の多様な生物をその生息環境とともに保全すること、②生物資源を持続可能な形で利用すること、③遺伝資源の利用から生ずる利益を公正かつ衡平に配分することの3つです。日本は1993年（平成5年）に締約国となりました。

● 種の多様性

種の多様性とは、動植物から微生物に至るまで、数多くの種類の生きものが生息・生育していることです。

県内ではツキノワグマやニホンカモシカ、クマタカやヤマドリ、ヤマメやヤリタナゴなどの動物種、ブナやコナラ、サクラソウやミズバショウなどの植物種というように、多様な種が存在します。



ツキノワグマ
(提供：林業試験場)



ヤマメ
(提供：水産試験場)



ミズバショウ (尾瀬)
(提供：尾瀬保護財団)

● 遺伝子の多様性

遺伝子の多様性とは、同じ種の生きものでも、遺伝子レベルでは個体によって違いがあることです。遺伝子の並びだけが違って表面上はわからないものから、その違いが表面の形態に表れているものまであります。

例えば、アサリやテントウムシの一種であるナミテントウは、同じ種でも遺伝子の違いにより色や模様の違いがあります。



ナミテントウ
(引用：ぐんま昆虫の森)



アサリ
(引用：環境省生物多様性ウェブサイト)

生物多様性は、これら3つのレベルが相互に影響し合って環境の変化に対応する自然の仕組みとなっているため、一度大きな損傷を受けると復元することは困難です。

私たち人類も生態系の一員として、他のたくさんの生きものとともに、食べ物や水など、生物多様性から得られる恵みを受けて生きています。

3 生物多様性の恵み

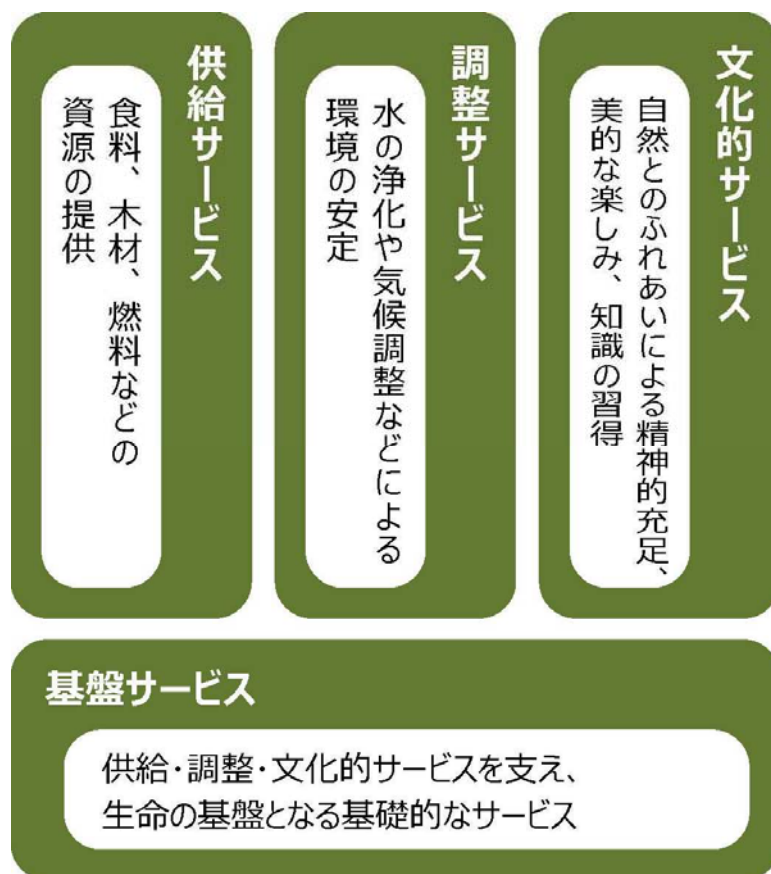
私たちが生きていくためには、水や空気、食べ物、安定した気候が欠かせません。

また、美しい自然は私たちの心を豊かにし、地域独特の文化や芸術を生み出す源泉となってきました。これらはいずれも生物多様性によってもたらされる恵みです。

こうした私たちが受ける生物多様性の恵みは、4つ（供給サービス、調整サービス、文化的サービス、基盤サービス）に分けることができます。これらは「生態系サービス」と呼ばれ、いずれも私たちの暮らしに欠かせないものになっています。

生物多様性の恵みは実感しにくいものですが、無意識のうちにすべての人が享受しているものであり、私たちの暮らしは生物多様性なしには成立しないのです。

【生態系サービス】



(1) 食べ物や木材など私たちの暮らしを支える（供給サービス）

供給サービスは、私たちの生活に欠かすことのできない水や食料、衣類を作るための繊維材料、住宅を建築するための木材、紙や燃料などの資源を提供することを指します。また、医薬品開発や農作物の品種改良なども、生態系・生物種・遺伝子の多様性が重要な役割を果たしています。

本県が誇る農業や日本の近代化を支えた養蚕・製糸業は、火山性の水はけのよい土壌、冷涼な気候、豊かな水資源など地域の気候風土を活かして発達してきました。夏季の冷涼な気候や水はけのよい火山性土壌を活かした高原キャベツやレタスは本県の特産品になっています。蚕や桑は、本県の気候風土に合わせ品種改良が進められてきました。



キャベツ畑（嬭恋村）



養蚕（富岡市）

(2) 環境を安定させ暮らしを守る（調整サービス）

調整サービスは、水の浄化や気候調整により環境を安定させ、私たちの暮らしを守る働きを指します。

緑地や森林には、水を浄化することやヒートアイランドを緩和する役割が知られています。森林が健全に保たれることにより土壌流出を抑制し、土砂災害のリスクを軽減させる効果があります。

植物の多くは、昆虫や鳥、コウモリなどの授粉媒介動物による授粉に依存していると言われています。授粉媒介動物の多様性が低下すると、植物が結実しなくなり、絶滅の危機が高まります。また、農作物の授粉にも大きな影響があります。



桐生川源流林（桐生市）



訪花するニホンミツバチ
(提供：ぐんま昆虫の森)

(3) 豊かな心身と信仰、芸術をもたらす（文化的サービス）

文化的サービスは、私たちが自然や生きものに触れることにより、精神的な充足、美的な楽しみ、科学や教育に関する知識を得ることを指します。

森林浴による癒やしなどの精神的価値や絵画などのような美的な価値のほか、信仰のような倫理的価値、エコツーリズムのような自然に触れる活動があります。

例えば、上毛三山の赤城山*2、榛名山*3、妙義山*4は、古くから山岳信仰の対象とされてきました。

また、尾瀬は、我が国を代表する自然の風景地として歌曲「夏の思い出」にも歌われ、古くから親しまれてきました。

草津温泉や伊香保温泉をはじめとした豊富な温泉も、それぞれの地域において独自の文化と歴史を育んできました。

県民に親しまれている「上毛かるた」には、上毛三山をはじめとした県内の自然や温泉、歴史上の人物や地域の産業など群馬県の特徴が読み込まれています。



上毛かるた



伊香保温泉の石段街（渋川市）

*2：【赤城山】赤城山と呼ばれる峰があるのではなく、主峰の黒檜山をはじめ、駒ヶ岳、鈴ヶ岳などを総称して赤城山と呼びます。

*3：【榛名山】利根川を挟んで赤城山と対峙する二重式火山で、中央火口丘の榛名富士、火口源湖の榛名湖を中心に、複数の外輪山を総称して榛名山と呼びます。

*4：【妙義山】白雲山、金鶏山、金洞山の三山を中心とする山々を表妙義、北西に連なる山々を裏妙義、この両者からなる山塊を妙義山と呼びます。奇岩、奇峰を連ねる名勝として知られ、日本三奇勝の一つにも数えられます。

(4) 私たちを含むすべての生きものを支える（基盤サービス）

基盤サービスは、供給サービス、調整サービス、文化的サービスを支える基礎的なサービスを指します。

私たち人間だけでなく、すべての生命が生存する上で、水、土壌、酸素が欠かせません。

森林などを構成する植物は、光合成により大気中の二酸化炭素を吸収するとともに酸素を放出します。生産者である植物が光合成によって作り出した有機物は、生物の食物連鎖を通じ、消費者である動物によって利用されます。消費者の排せつ物等は、土壌微生物などの分解者によって無機物に変えられ、生産者の栄養になるとともに、豊かな土壌を形成しています。

また、大気中の湿度は、植物からの蒸散作用により調整されています。

本県は利根川の最上流に位置し、県土の約3分の2が森林です。県土のほぼ全域が利根川流域となっており、まさに水源地と言えます。本県の豊かな森林によって育まれた利根川の水は、県内の生活・産業用水になるとともに、下流の首都圏の人々の生活基盤を支えています。

さらに、第一次産業である農業、林業、漁業には、水と土が必要不可欠です。

私たちの暮らしを支えるすべてのものが、この基盤サービスによって支えられているのです。



利根川源流とされる大水上山の三角雪渓
(提供：みなかみ町)

4 生物多様性の危機

現在、地球規模で、生物多様性は危機的状況にあります。

ミレニアム生態系評価^{*5}では、世界の生きものの数は、人間による自然資源の消費と排せつ物による汚染がない時代に比べ、100 から 1,000 倍のスピードで減り続けていると言われていています。このままの状態が続くと、地球規模又は地域において、生物多様性とその恵みに急激で甚大な変化が生じ、すぐに回復させることが困難になり、私たちが享受している生物多様性の恵みが損なわれてしまいます。

群馬県も例外ではありません。既に絶滅した種や、絶滅の危機に瀕している種があります。例えば、昔から食べられてきたウナギ（ニホンウナギ）は、近年、ダムや河口堰などの建設で、川と海を行き来するウナギの回遊が妨げられたこと、ウナギの消費量の増加に伴い乱獲されたことなどが原因で急速に絶滅の危機が高まっているとして、環境省や県のレッドリストの絶滅危惧種に挙げられ、資源保護の取組が求められています。

生物多様性には、4つの危機が迫っていると言われていています。これまでも様々な取組が進められていますが、これらの危機は依然として進行しており、今後も積極的な取組が求められます。

【生物多様性の4つの危機】



● 第1の危機

第1の危機は、開発や乱獲などの人間活動による生物種の絶滅や生態系の破壊を指します。

鑑賞・商業利用のための乱獲や過剰な採取によって、特に希少野生動植物種の個体数が減少しています。

また、開発や造成などの土地改変によって、野生動植物の生息・生育環境の悪化・減少が引き起こされ、多くの生きものが絶滅の危機に直面しています。

*5:【ミレニアム生態系評価】2001年（平成13年）から2005年（平成17年）にかけて実施された、国連による生態系の科学的評価です。生態系の変化が人間の福利に与える影響を評価することであり、生態系の保全と持続的な利用を進め、人間の福利への生態系の貢献をより高めるために、我々が取るべき行動は何かを科学的に示すことが目的です。2000年（平成12年）の国連総会において、当時のコフィ・アナン事務総長が「私たち人類：21世紀における国際連合の役割」と題して行った演説に応じて実施されました。国連の援助のもと、国連環境計画（UNEP）を事務局として、世界各国の1,300人を超える専門家が関わって実施されました。

●第2の危機

第2の危機は、自然に対する人間の働きかけの縮小による里地里山の荒廃などの自然の質の劣化を指します。

里地里山の自然は、人が利用することで生物多様性のバランスを保ってきましたが、私たちの暮らし方の変化により、人の関与が失われ、植生が変化し、生物多様性が損なわれつつあります。

●第3の危機

第3の危機は、人間により持ち込まれた外来種による生態系のかく乱や化学物質による影響を指します。

外来種の中には、もともとその場所に生息・生育していた野生動植物を捕食するものや、生息・生育場所を奪うもの、交雑して遺伝的にかく乱を引き起こすものなどがおり、大きな影響をもたらしつつあります。

また、ポリ塩化ビフェニル（PCB）やダイオキシン類などの化学物質の中には、動植物に対して強い毒性を持つものがあります。また、すぐに害はなくても、環境中に広く存在し、次第に体内に蓄積され、将来的に生態系や生体内のホルモン作用への悪影響が心配される化学物質もあります。

●第4の危機

第4の危機は、地球温暖化などの地球環境の変化を指します。

地球温暖化が進むと、寒冷な地域や高地でしか生息・生育できない動植物は絶滅する可能性があります。また、平均気温が上昇することにより、開花や結実の時期、分布域に変化が生じるだけでなく、昆虫による受粉、鳥による種子散布などの生物間の相互関係に狂いが生じる可能性が高くなり、多くの種で絶滅のリスクが高まると予測されています。

気象庁によると、世界の年平均気温は、長期的には100年当たり約0.71度の割合で上昇しており、日本の年平均気温も、長期的には100年当たり約1.16度の割合で上昇しているとされています。

5 生物多様性の重要性

生物多様性は、私たちが生きるために必要な水や食料、医薬品の原材料を与えてくれる上に、空気や水の浄化と循環、豊かな土壌の形成、気温や湿度の調節など、多種多様な恵みを与えてくれます。

生物多様性はすべての生命が存立する基礎で、人間にとって有用であり、豊かな文化の源泉となって、将来にわたり私たちの暮らしの安全性を保証するものです。

将来にわたって生物多様性の恵みを楽しむには、生物多様性の保全とその持続的な利用を進めていくことが重要です。

6 生物多様性をめぐる国内外の動き

(1) 国際的な動き

1992年（平成4年）の国連環境開発会議（地球サミット）において、特定の種や生態系に限らず地球規模で生物多様性の保全や持続可能な利用を推進するため、生物多様性条約が採択され、1993年（平成5年）に発効しました。日本も同年に締約国となり、現在では194の国と地域が条約を締結しています（平成26年5月末）。

生物多様性条約の目的達成に向けた国際的取組を検討するため、締約国会議（COP）が定期的に開催されています。

2010年（平成22年）に愛知県名古屋市で開催された「生物多様性条約第10回締約国会議」（COP10）では、条約の目的達成に向けた戦略計画を達成できなかったことを踏まえ、「愛知目標」を含む「新戦略計画2011-2020」が採択されました。

新戦略計画2011-2020は、2050年（平成62年）までの中長期目標（ビジョン）と、2020年（平成32年）までの短期目標（ミッション）が設定されています。

愛知目標は、短期目標を具体的に示した数値目標を含む20の個別目標です。締約国は生物多様性条約に基づく愛知目標の達成が求められています。

(2) 国内の動き

我が国においては、国際的な生物多様性保全の要請も念頭に、平成20年に「生物多様性基本法」が制定され、同法に基づいて生物多様性国家戦略を策定して、施策を推進しています。この生物多様性国家戦略は、生物多様性条約の締約国が作成するとされている国家戦略としての役割も果たしています。

生物多様性の取組を推進するためには、各地域の自然や社会的な条件に応じた取組が求められることから、生物多様性基本法では、地方公共団体に「生物多様性地域戦略」の策定に努めることを求めています。

また、生物多様性の保全と持続可能な利用の推進に向け、国や地方公共団体に加え民間事業者等の参画が国際的に求められていることから、国は平成21年に「生物多様性民間参画ガイドライン」を策定しました。

さらに、国はCOP10における新戦略計画2011-2020の採択を受け、「生物多様性国家戦略2010」を見直して「生物多様性国家戦略2012-2020」を策定し、目標達成に向けた方向性を示しています。

第2節 群馬県の自然環境の特徴

1 地形

本県の地形は、信仰の対象や人々の心の原風景として県民に親しまれています。一方で、浅間山のように自然への畏怖を感じる存在でもあります。

本県は、関東地方の北西部に位置し、海拔約13メートルから森林限界を超える2,578メートルまでの標高差を有します。県の北部には尾瀬から越後山脈を経て志賀・草津に至る脊梁（せきりょう）山地が存在し、それに沿った地域は日本有数の多雪地であり、積雪量の少ない県南部や浅間山周辺とは対照的な降水パターンを示しています。

関東山地や足尾山地などの中古生層からなる山地には火山（活火山以外の火山）が存在し、県南東部の沖積地には湿地が発達しています。一方、急しゅんな断崖や溪谷も多く、地形は全体的に複雑かつ多様です。

山間部を中心に、尾瀬ヶ原、覚満淵、榛名湖などの湿地や湖沼が点在しています。利根川水系にはダム湖が多く点在しており、落差を利用した水力発電が行われています。利根沼田地域には、平野部に流れ込む利根川の浸食作用と大地の隆起運動によって形成された棚田のような地形である河岸段丘が広がっています。

赤城山、榛名山、妙義山の三つの山は、「上毛三山」と呼ばれ、県民のふるさとの山として古くから親しまれています。県内の山々のうち、至仏山など11座^{*6}は、深田久弥氏により執筆された「日本百名山」に選定されています。また、平成13年度から15年度にかけて、群馬の自然や文化を次代へ継承していくために「ぐんま百名山」が県民参加で選定され、広く親しまれています。

活火山は、赤城山など5座^{*7}があります。長野県との県境にそびえる浅間山は、これまで何度も噴火を繰り返してきました。1783年（天明3年）の大噴火で発生した火砕流により、現在の嬭恋村鎌原地区では多くの犠牲者が出ました。また、大量の火山灰が広範囲に堆積し、県内では1メートル以上積もった場所があり、農作物の生育にも影響を及ぼしました。この噴火を含むこれまでの火山活動が、「鬼押し出し」をはじめとする浅間山周辺の火山地形を形成しました。

地球活動が生み出したこのような特徴的な地形地質などを持つ場所を、大地の保全を図りつつ、教育や観光の活動に活かすため、ジオパーク^{*8}の認定が行われています。県内では「下仁田」（平成23年）と「浅間山北麓」（平成28年）の2地域が日本ジオパークに認定され、教育活動や観光等に利用されています。

*6：至仏山、武尊山、赤城山、谷川岳、草津白根山、四阿山、浅間山、平ヶ岳、巻機山、皇海山、日光白根山

*7：赤城山、榛名山、日光白根山、草津白根山、浅間山

*8：【ジオパーク】ヨーロッパで誕生した地質遺産などの保全と活用を図るプログラムで、ユネスコの定める基準に基づいて認定された高品質の「ユネスコ世界ジオパーク」と、国や地域のレベルで認定されたものがあります。「ユネスコ世界ジオパーク」は、2004年（平成16年）にヨーロッパと中国が中心となって「世界ジオパークネットワーク」が設立され、2015年（平成27年）にはユネスコの正式プログラムとして採択されました。また、その日本版として、日本ジオパーク委員会が認定した地域が「日本ジオパーク」です。平成28年9月現在、日本ジオパークに43地域が認定され、そのうち8地域がユネスコ世界ジオパークに認定されています。

2 気候

本県の気候は、独特の景観や県民の文化などを育むとともに、豊かな水資源や農林産物などの恵みをもたらしています。

本県の気候は、概して、利根沼田地域が日本海側気候、西毛地域の山間部と吾妻地域が中央高原型気候、西毛地域の平野部、中毛地域及び東毛地域が太平洋側気候であり、気温や積雪量などに大きな地域差があります。利根沼田地域では冬場の最低気温がマイナス 10 度を下回る地域がある一方で、東毛地域では夏場の最高気温が 40 度近くに達することもあります。

また、日照時間が長く、年間日照時間は 2,344 時間^{*9}と全国第 2 位の長さです。このような気候を活かし、冬に晴れの日が多い平野部では、野菜のハウス栽培などが盛んに行われています。

一方、本県の気候は、その文化にも大きな影響を与えています。

夏には、赤城山、榛名山などの山地で、暖められた空気が上昇気流を作り出すため、雷雲が発生します。雷雲は稲妻を伴い雨を降らせ、水の恵みを与えてくれるとともに畏怖の対象となり、「雷様」を祭る雷電神社が建てられました。

冬には、利根沼田地域で 2 メートル以上、吾妻地域で 1 メートル以上の積雪を観測し、スキーやスノーボードなどのウィンタースポーツが盛んです。

また、日本海側で雪を降らせた後の乾燥した冷たい空気が山を越えて吹き下ろす「赤城おろし」などの「空っ風」による厳しい環境が、防風垣「かしぐね」のある風景や、だるま・家具の製作、こんにやくやサツマイモなどの「ものを乾かす文化」を発達させました。



かしぐね（前橋市）

*9：総務省統計局「気象官署別日照時間及び降水量」から平成 26 年前橋市のデータを引用

3 水環境

本県の水環境は、「首都圏の水がめ」として、下流都県の人々の生活と産業を支える礎となっています。また、各地にある湿地や景勝地では、環境保全の取組が進められ、環境学習やエコツーリズムなどに活用されています。

豊かな水は人々の暮らしだけでなく、森・里・川・海とつなぎ、それぞれの場所で自然環境を支えています。利根川の豊かな水を守ることは、海の生きものの命を育むことにつながります。

奥利根地域を源流域とする利根川は、県境に連なる山々からの小さな流れを集め、関東平野を流下し、太平洋に注いでいます。この利根川水系には、矢木沢ダム、奈良俣ダム、下久保ダムをはじめ多くのダムがあり、県内はもとより、「首都圏の水がめ」として、下流都県の人々の生活や産業を支えています。

また、ならまた湖や野反湖などの人造湖は、自然と調和して地域の憩いの場になっています。

県内には、国内に50か所あるラムサール条約^{*10}湿地のうち、尾瀬、渡良瀬遊水地、芳ヶ平湿地群の3か所が登録されており、湿地の生態系を維持しつつ、自然の恵みを持続的に活用しようとする取組が進められています。

中でも、尾瀬は、歌曲「夏の思い出」の舞台として多くの国民が憧れを抱く国立公園ですが、ラムサール条約湿地であるとともに、国立公園で最も利用規制の厳しい特別保護地区や国の特別天然記念物にも指定され、国内の自然保護運動の先駆けとなった大切な場所でもあります。

また、急しゅんな地形により生まれた片品溪谷や吾妻峡などの溪谷では、滝や奇岩が多く見られ、景勝地として県内外から多くの人が訪れています。



野反湖（中之条町）



渡良瀬遊水地（板倉町）

*10：【ラムサール条約】1971年（昭和46年）にイランのラムサールという都市で採択された湿地に関する条約で、正式名称を「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」と言います。ラムサール条約は、水鳥の生息地保全のために、湿地の生態系と生物多様性を保護し、賢明な利用に重点を置いて、各国が取るべき措置を規定しています。平成28年9月現在、国内で50か所が登録されています。

4 植生

本県は、気候や人為的な要因によって、多様な植生タイプが混在しています。これにより、多様な生態系や地域の風土が形成されました。しかし、近年、放置された森林などが増加し、森林の公益的機能の低下が懸念されます。

本県では、利根沼田及び吾妻の標高が高い地域から県央、西毛及び東毛の標高が低い地域に向かって、おおよそ高山植生、針葉樹林、ブナ林、ミズナラ林・コナラ林・人工林、畑地、水田・市街地が形成されています。

植生学的には、標高に応じて高山帯植生、亜高山性針葉樹林、夏緑広葉樹林、常緑広葉樹林が分布し、森林の施業や里地里山の利用など人の手の加わり方によって、それぞれに自然植生から二次植生まであります。

また、生育する植物の種類から区分されるタイプとして、冬に乾燥する気候を呈する太平洋型植生域、浅間山から草津白根山にかけての寒冷寡雨な気候を呈する本州中央高原型植生域、冬に積雪が多い気候を呈する日本海型植生域があります。これらの植生のタイプが次第に変化し、組合せを変えながら、県内の植生が形づくられています。

先に述べたような複雑な地形と地域差のある気候から、狭い地域ながら非常に多くの植生タイプが形成されており、このことが多様な生態系を生み出す礎となるとともに地域の風土の違いを形成しています。

5 生物種

県内には、現在、希少野生動物種を含む多種多様な生きものが生息・生育しています。しかし、人間活動の影響によってその多様性は減少傾向にあります。

本県は、前述のとおり変化に富む地形と植生を持っています。植物の種類数は、「群馬県植物誌改訂版」（昭和62年）では、176科3,203種類（亜種、品種、変種を含む。）が記録されています。

一方、動物に関しては、自然公園や県立公園での調査をはじめとする各種自然環境調査や、ダムや道路などの各種アセスメントなどで、地域ごとの動物相が整理されており、起伏に富んだ地形や植生に対応した多様な動物の生息が確認されています。多様な動植物が生息・生育していることは、環境教育や生涯学習の題材にもなり、生物多様性の大きな指標とも言えます。

国内外で希少野生動植物種への関心が高まる中、県では平成12年度及び13年度に群馬県レッドデータブックを発刊し、県内に生息・生育する希少野生動植物種の選定と絶滅する危険性の評価を行っています。

平成24年度改訂版では植物種が633種（うち53種が絶滅種）、動物種が529種（うち9種が絶滅種）と多くの種が絶滅のおそれのある野生動植物種として挙げられています。

絶滅のおそれのある野生動植物種の増加の要因は、湖沼や湿地の開発、土地造成、水質汚濁、管理放棄、外来種との競合や交雑、野生鳥獣による食害などが挙げられます。

現在、絶滅の危機に瀕している野生動植物種は、生態系の重要な構成要素であるとともに、自然環境の一部として県民の豊かな生活に欠かすことのできないものです。

県では、県が行う公共工事において、率先してこれら「希少野生動植物種」の保護に取り組むことを目的として、平成15年度に「群馬県希少野生動植物保護対策推進会議」を設置し、平成16年度から、工事による希少野生動植物種への影響を抑制する取組を開始しました。

また、平成26年度に「県内希少野生動植物種の保護を図ることにより、生物の多様性が確保された良好な自然環境を保全し、県民共有の貴重な財産である良好な自然環境を次代に継承することに寄与すること」を目的とした「群馬県希少野生動植物の種の保護に関する条例」（平成26年条例第76号）を制定しました。

この条例により策定した「県内希少野生動植物種保護基本方針」に基づき、特に保護を図る必要があると認められる野生動植物11種（動物3種、植物8種）を特定県内希少野生動植物種に指定し、希少野生動植物種の捕獲・採取等の規制などの取組を進めています。

本県における外来種の侵入、定着、生息・生育域拡大も、在来の生態系に大きな影響を与える場合があります。

外来種は、その地で生息・生育していた動植物に対し、生息・生育環境や餌資源の競合、交雑による遺伝的汚染等をもたらすことが知られています。本県では、植物ではオオキンケイギク、アレチウリ、動物ではウシガエル、コクチバス、アライグマなどの定着が確認されており、野生下における生息・生育域を拡大させないための取組が急務となっています。

野生鳥獣による被害は農林業にとどまらず、生態系や生活環境にも大きな影響を及ぼしています。特にニホンジカ（以下「シカ」という。）やイノシシは、その生息頭数が増加し、生息域が拡大するとともに、捕獲の担い手である狩猟免許所持者が人口減少や高齢化などに伴い減少しているため、対策の強化と共存に向けた取組の検討が必要となっています。

県では、農林業や生態系における被害の防止や地域住民の安全な生活を守るため、大学との連携をはじめとした被害対策に携わる人材の体系的な育成などの「知る」対策、侵入防止柵の設置支援や集落ぐるみによる被害防止対策の推進などの「守る」対策、捕獲事業等に係る経費補助や指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲の推進、狩猟者の確保等を図るための出前型免許試験や技術講習会の開催などの「捕る」対策を、総合的かつ計画的に推進しています。